

漁調委第 1033 号

令和 8 年 2 月 13 日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 様

神奈川県漁業調整委員会会長

(公 印 省 略)

「油いか及び油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業制限」及び
「宝石サンゴの採捕禁止」に係る委員会指示の発動について（通知）

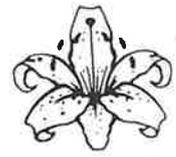
このことについて、漁業法第 120 条第 1 項の規定により別添のとおり標記委員会指示
を引き続き発動しましたので、関係者への御指導についてよろしくお願いいたします。

問合せ先

神奈川県漁業調整委員会事務局 竹村

電話 045-210-8556

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 8 年 2 月 10 日 (火曜日)

定期第 687 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○告示	
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境農政・環境課)	131
○公告	
県営土地改良事業計画の変更 (湘南地域県政総合センター)	131
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	132
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	132
油いか及び油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業制限 (海区漁業調整委員会)	132
宝石サンゴの採捕禁止 (海区漁業調整委員会)	133
○入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (総務・総務室)	133
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (福祉子どもみらい・総務室)	135
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (教委・保土ヶ谷支援学校)	137
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (教委・小田原支援学校)	139
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (教委・伊勢原支援学校)	141
落札者等の公告 (総務・総務室)	142

告 示

神奈川県告示第63号

土壤汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 形質変更時要届出区域

鎌倉市大町五丁目2,066番1、2,066番3、2,066番4、2,066番5、2,066番8、2,066番9、2,069番1、2,069番5、2,073番5、2,075番、2,075番2、2,075番3、2,075番4及び2,075番5の各一部 (次の図に示す部分に限る。)

2 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部環境課及び神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部環境課において一般の縦覧に供する。)

公 告

土地改良法第88条第1項の規定により、県営農村地域防災減災事業 (大城地区) の土地改良事業計画を変更しました。

発行
横浜市中央区日本大通り
神奈川県政策部政策法務課
電話横浜(045)2101111

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 操業の制限

神奈川県地先海面における操業を禁止する。

2 指示の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

神奈川海区漁業調整委員会指示第 4 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、神奈川県地先海面における宝石サンゴの採捕を禁止する。ただし、神奈川海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 8 年 2 月 10 日

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 宝石サンゴの種類等

採捕を禁止する宝石サンゴは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸とする。

2 指示の有効期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 8 年 2 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 件名

WEBDB ツール運用等業務委託及びグループウェア機能利用設定等業務委託

(2) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 履行場所

神奈川県総務局デジタル戦略本部室

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理業務委託」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。